

新「深谷市」誕生に伴う人事異動について

市では新市誕生に伴い、1月1日付けで人事異動を行いました。部長級職員の新体制は、次の通りです。

※氏名のあとの（ ）内は旧市町名と旧役職名です

総合政策部長 鶴谷豊治（深谷市総合政策部長）、総合政策部付深谷市施設管理公社派遣
齊藤昌弘（深谷市総合政策部付深谷市施設管理公社派遣）、総務部長 三浦康夫（深谷市総務部長）、税務部長 松本高康（深谷市税務部長）、市民環境部長 石田文雄（深谷市市民環境部



長）、福祉健康部長兼福祉事務所長 本多彬夫（深谷市福祉健康部長兼福祉事務所長）、産業振興部長 塚越孝（深谷市産業振興部長）、建設部長 高田文孝（深谷市建設部長）、都市整備部長 高木晃（深谷市都市整備部長）、検査監 清水満（深谷市検査監）、消防本部消防長 工藤友明（深谷市・岡部町共同事務組合深谷地区消防本部消防長）、岡部総合支所長 内田栄一（岡部町町民生活担当理事）、川本総合支所長 小和瀬明泰（川本町総務課長）、花園総合支所長 野辺邦男（花園町議事会事務局長）、水道部長 荒木政好（深谷市・岡部町共同事務組合事務局長）、総務部参事（議会事務担当） 神藤喬（深谷市議会事務局長）、総務部参事（監査委員担当） 森利明（深谷市監査委員事務局長）、総務部参事（農業委員会担当） 高田正也（深谷市農業委員会事務局長）、教育委員会教育次長 古川国康（深谷市教育委員会教育次長）

児玉地域の公共施設が利用できます

1月1日に深谷市と児玉郡市1市4町（本庄市・美里町・児玉町・神川町・上里町）で、公共施設の相互利用の協定を結びました。

これにより、1月1日から児玉郡市にあるスポーツ施設や文化施設、福祉施設など、50の公共施設を児玉郡市の住民と同じ料金で、深谷市民が利用することができます。なお、利用できる施設や問い合わせ先などについては広報ふかや2月号でお知らせします。

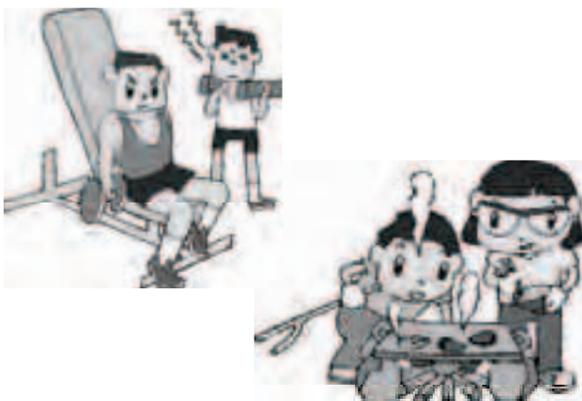
利用できる主な施設

本庄市
市立図書館、市民文化会館、総合公園市民球場・体育館、若泉運動公園の各施設、老人福祉センターつきみ荘 など
児玉町（1月10日から本庄市）
町立図書館、文化会館、総合公園体育館 など
美里町
町立図書館、町民体育館、遺跡の森総合グラウンド など

神川町
中央公民館、B&G海洋センター、町営グラウンド、城峯公園キャンプ場 町営矢納フィッシングパーク など

上里町
町立図書館、町民体育館、忍保パブリック公園、老人福祉センター など

公共施設の相互利用に関する問い合わせ 企画財政課（☎574-6632）へ



深谷市長選挙が行われます

投票日 2月12日(日)
告示日（立候補受付日） 2月5日(日)

立候補予定者説明会

この選挙に立候補を予定されているかたに対し、説明会を開催します。

とき 1月16日(月)午前10時～
ところ 深谷市藤沢公民館1階大会議室C

投票のできるかた

昭和61年2月13日以前に生まれたかたで、旧深谷市、旧岡部町、旧川本町、旧花園町に平成17年11月4日以前に転入の届出をし、引き続き新「深谷市」の住民基本台帳に記録されているかた

期日前・不在者投票について

期間 2月6日(月)～11日(土) 時間 午前8時30分～午後8時
市では、深谷市役所本庁舎、岡部総合支所、川本総合支所、花園総合支所で行います。

投票は、投票日に決められた投票所で行います。

次の理由などで投票日当日投票所へ行けそうにないかたのために期日前・不在者投票の制度があります。

【主な理由】

- ①投票日に仕事（自営業など）や冠婚葬祭の予定があるかた
- ②レジャーや買い物などの私用などで投票日に投票区内にいない予定のかた
- ③病気やけが、妊娠などの理由で投票日に歩けないことが予想されるかた

投票日当日の投票

時間 午前7時～午後8時
場所 市内48投票所のうち指定された投票所

他の不在者投票の方法

その他にも投票の方法がありますが、これらは事前に申し出、登録などの手続きが必要です。お早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。

合わせてください。

- ・他の市区町村の選挙管理委員会において行う方法
- ・特定の指定された施設において行う方法
- ・郵便などにより行う方法

身体に重度の障害のあるかたのうち条件を満たすかたは、自宅などで投票用紙に記載し、これを郵送する方法などにより不在者投票ができます。

この方法では、先に郵便等投票証明書の交付を受けておくことが必要です。すでに証明書の交付を受けているかたは、選挙管理委員会に用意してある投票用紙等交付請求書を受領のうえ、投票日前4日（2月8日(水)）の午後5時までに投票用紙などを請求してください。

選挙会（開票）

とき 2月12日(日)午後9時～
ところ 深谷ビッグタートル

投票所入場券について

入場券の送付は選挙の啓発などが主な目的です。入場券を紛失されても、投票ができなくなるわ

けではありません。また投票所でも再交付しますのでお申し出ください。

入場券は、はがき（1枚に4人分）で郵送します。入場券が届かないときは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

期日前・不在者投票、投票日当日の投票にお越しの際には、必ず記載の投票所を確認の上、切り離して各自お持ちください（持参できなかったときは係員にお申し出ください）。

選挙公報について

立候補者の記事を載せた選挙公報を2月8日(水)の新聞に折り込んで配布予定です。また、市役所本庁舎、各総合支所、公民館などにも置く予定です。ご利用ください。入手できないときは選挙管理委員会までご連絡ください。

わたしたちの生活にとって大切な選挙です。みんなそろって投票しましょう。

問い合わせ 選挙管理委員会（☎571-1211・内線5054）へ